

## 第4委員協議会報告資料

### 歴史資源を活かした景観形成の 取組みについて

平成27年10月14日

住 宅 都 市 局

## 市民意見を募集します

【福岡市景観計画の見直し(素案)】について

福岡市では、景観法の施行を受け、平成 24 年 4 月に福岡市景観計画を策定し、全市域を 5 つのゾーンに分け、大規模な建物の計画について、届出によりゾーンの特性に応じた景観誘導を推進しています。

しかしながら、商業地域等においては、福岡市の財産である歴史資源等とその周辺との景観の調和を図ることが難しくなっており、新たな取組みを行う必要があります。

このため、歴史資源等の周辺においては、届出の対象となる規模の見直しを行い、歴史資源を活かした、よりきめ細やかな景観誘導を図ることが有効であると考えています。

この取組みは、届出制度を活用し、街並みの調和を図るもので、特に権利制限を行うものではありませんが、景観計画を見直す必要があるため、景観法第9条第8項の規定により、市民の皆さまのご意見を募集します。

### 1. 福岡市の「コントラストのあるまちづくり」の取組み

○福岡市では、天神や博多駅周辺、ウォーターフロント地区の3つの核を中心とした都心再生等都市機能の強化を図る一方、セントラルパーク構想の推進や歴史のまち博多部の振興といった福岡の深みづくりに取り組むなど、エリアの個性を活かしたコントラストのあるまちづくり「FUKUOKA NEXT」を推進している。

○福岡市の財産である歴史的伝統建築物やその街並みは、博多祇園山笠や博多松囃子などの歴史ある祭りや伝統・文化とともに、福岡らしい魅力を創出しており、これらの伝統や市民文化を守り、未来に継承して行くためには、歴史的資源やその周辺を含めたきめ細かな景観誘導が必要である。

■福岡市の財産である歴史資源の例



### 2. 歴史資源の現状と課題及び検討内容

#### ①現状の課題

歴史資源を含む地区の景観づくりについては、御供所地区において都市景観形成地区の指定や街並み環境整備事業を実施してきたが、それら以外の地区では歴史資源とその周辺を含めた景観を保全するための制度や誘導方策がないため、特に、開発ポテンシャルの高い都心部の商業地域等では、開発が進むことによって、周辺建築物と歴史資源の調和を確保することが難しくなっている。

例) 歴史資源周辺と調和していない建築物



#### ②景観誘導方策の検討

現在、景観誘導の取組みとして、市全域において、大規模建築物等（主に、市街化区域においては高さが31mを超え、又は、延べ床面積が10,000㎡を超えるもの）について、景観法の規定による届出制度を活用し、周囲と調和した良好な都市景観の誘導を行っている。

この届出制度を生かし、歴史資源等の周辺においては、**届出対象となる建物高さや面積規模を見直す**ことで、地区特性にあったきめ細やかな景観誘導を図っていくことが有効だと考えられる。

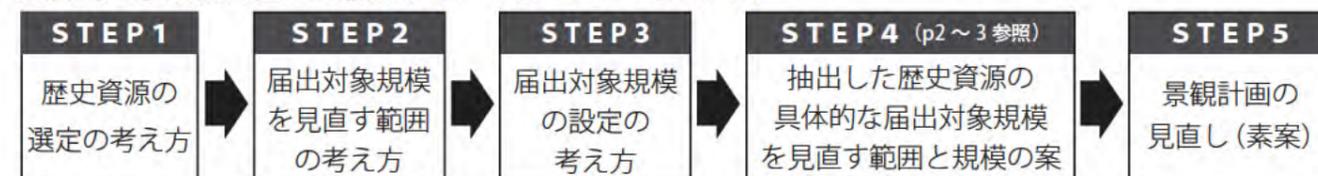
**現行の届出対象規模**  
高さ >31m  
または  
延べ床面積 >10,000㎡



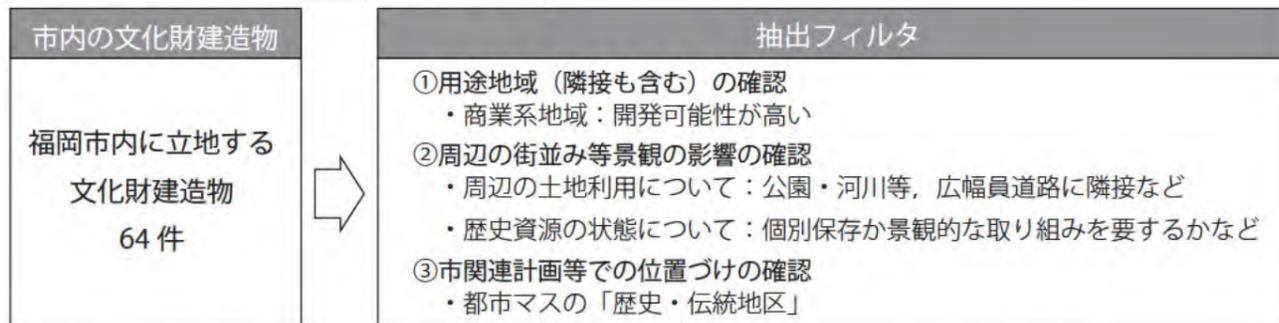
※特に権利制限は伴わない。  
**歴史資源周辺の届出対象規模の見直し**

### 3. 歴史資源周辺の届出対象規模の見直しの考え方

#### ①届出対象規模見直しの検討フロー (STEP 1～STEP 5)



#### STEP 1：歴史資源の選定の考え方

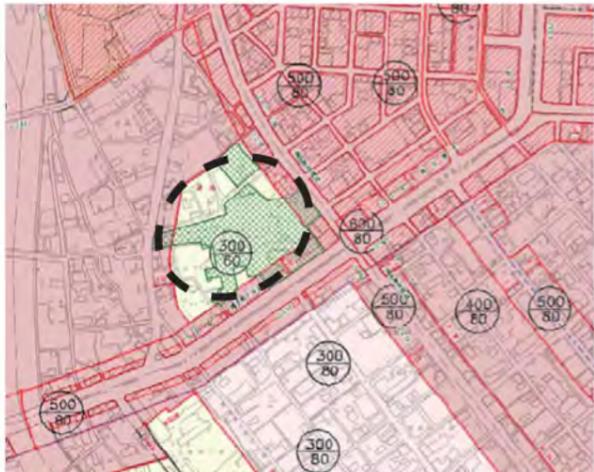
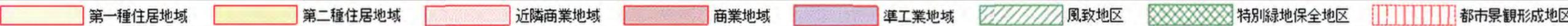
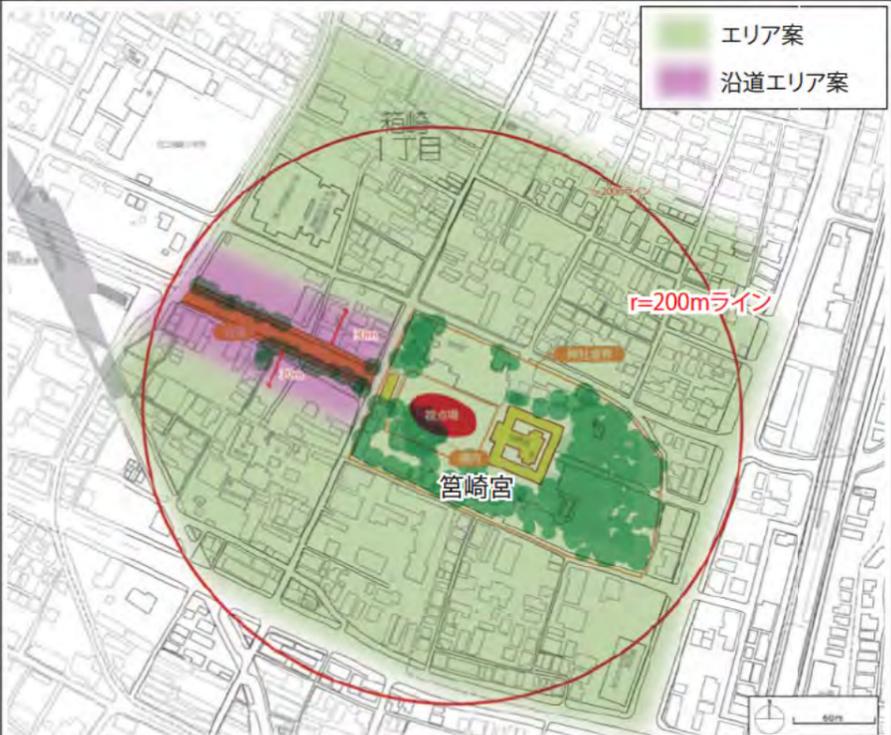
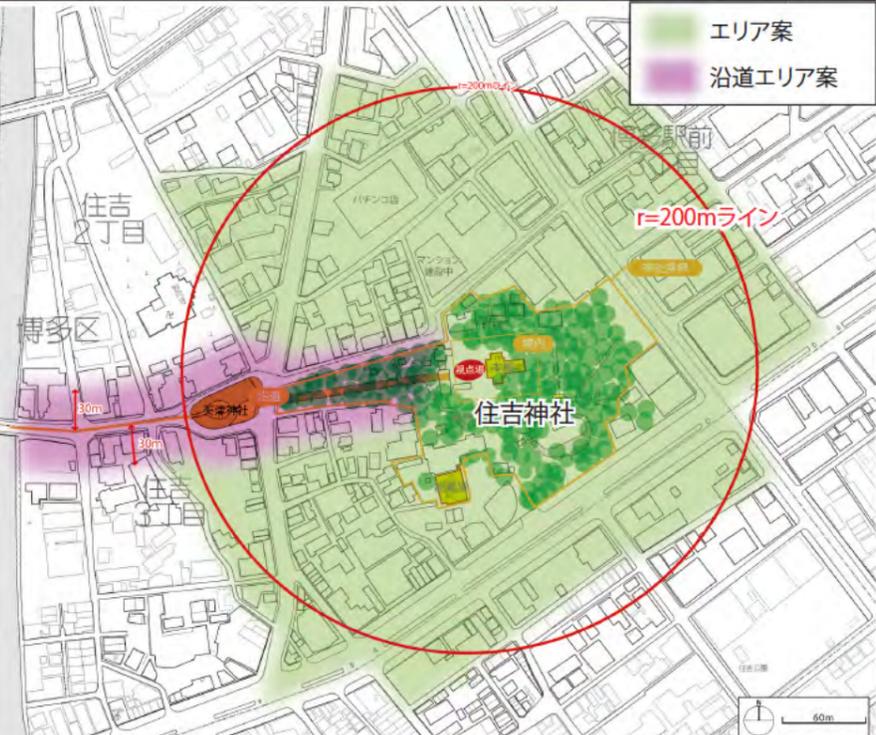
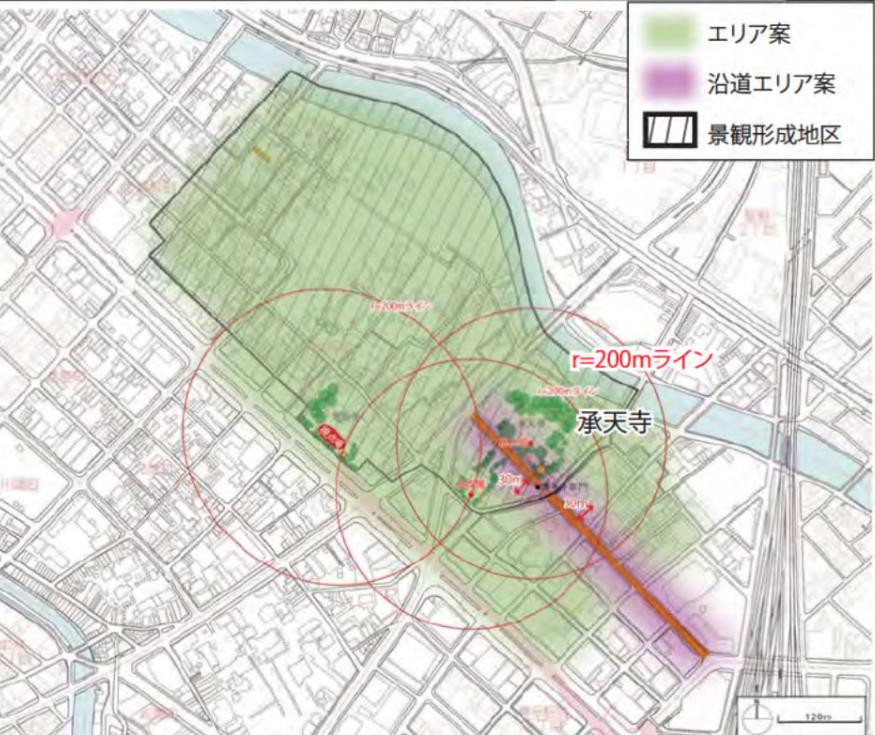


#### STEP 2, STEP 3：届出対象規模を見直す範囲及び規模の設定の考え方



# 歴史資源を活かした景観形成の取組みについて 【概要版】

## STEP 4：抽出した歴史資源の具体的な届出対象規模を見直す範囲と規模の案

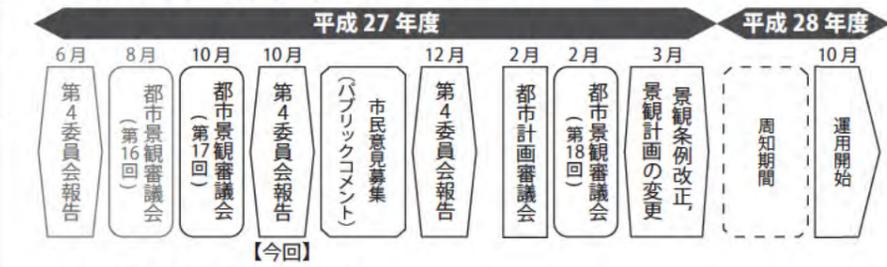
	地区① 宮崎宮	地区② 住吉神社	地区③ 御供所地区
歴史資源等			
法規制状況			
	<p>凡例 </p> <p>第一種住居地域 第二種住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 風致地区 特別緑地保全地区 都市景観形成地区</p>		
届出対象規模見直し案			

# 歴史資源を活かした景観形成の取組みについて 【概要版】

## STEP 4：抽出した歴史資源の具体的な届出対象規模を見直す範囲と規模の案

	地区④	地区⑤
	舞鶴公園・大濠公園	姪浜（旧唐津街道）
歴史資源等		
法規制状況		
	凡例 <span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> 第一種住居地域 <span style="border: 1px solid orange; display: inline-block; width: 10px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> 第二種住居地域 <span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> 商業地域 <span style="background-color: #d9ead3; border: 1px solid #ccc; display: inline-block; width: 10px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> 風致地区 <span style="background-color: #d9ead3; border: 1px solid #ccc; display: inline-block; width: 10px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> 特別緑地保全地区	
届出対象規模見直し案		

## 4. 福岡市景観計画見直しのスケジュール



## 5. 市民意見募集の詳細

今回の取組みでは、景観計画を見直す必要があるため、景観法第9条第8項の規定により、以下のとおり市民の皆さまのご意見を募集します。

### 1 意見募集の対象

福岡市景観計画の見直し（素案）

### 2 意見募集期間

平成27年10月26日（月曜日）～11月25日（水曜日）※必着

### 3 閲覧・配布場所等

- ・各区役所情報コーナー、入部出張所、西部出張所
- ・情報プラザ（福岡市役所1階）、情報公開室（福岡市役所2階）
- ・都市景観室（福岡市役所4階）
- ・福岡市ホームページ（<http://www.city.fukuoka.lg.jp/>）

### 4 ご意見の提出方法

様式は自由ですが、必ずお名前、ご住所を記載いただき、下記のとおり提出してください。

### 5 ご意見の提出先

- 【1】 郵送 : 〒810-8620（住所不要）  
福岡市住宅都市局都市景観室宛
- 【2】 ファクシミリ : 092-733-5590
- 【3】 電子メール : keikan.PHB@city.fukuoka.lg.jp
- 【4】 持参 : 上記閲覧・配布場所へ提出

### 6 その他

- ・お寄せいただいたご意見は、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・お寄せいただいたご意見は、お名前・ご住所等の個人情報を除き原則公開いたします。
- ・お名前・ご住所等の個人情報は、非公開情報として厳正に取り扱います。

### 7 問い合わせ先

福岡市住宅都市局都市づくり推進部都市景観室  
住所：〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1（福岡市役所4階）  
TEL：092-711-4395 FAX：092-733-5590